

(法第 10 条第 1 項第 5 号関係)

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

我が国は、地震、火山、風水害等、自然災害の多発国であり、ハード、ソフト両面から災害科学、被害軽減のための研究、開発が古くから行われており、災害科学技術で世界をリードしています。加えて我が国は、IT 先進国であり、観測、モニタリング、情報処理、通信等、防災に応用できる様々な情報技術基盤を備えています。

しかしながら、災害対応の最前線である地方自治体や住民の防災にまで、防災に関わる上記の先端技術が浸透していないばかりか、実効性のある防災や災害対応の体制が十分整っておらず、災害時には自治体職員や防災関係機関職員の不眠不休の努力にもかかわらず、毎年のように大きな人的、物的被害が発生しています。さらに自然災害のみならず、近年その脅威が拡大しているテロ等の人為的災害に対しても、国全体として対応力を高め、安全・安心な社会実現のため、また国際競争力を高めるため、我が国の防災力、減災力を向上させることが喫緊の課題となっています。

そもそも防災・減災には、国では府省庁横断型、自治体では部局横断型の対応が不可欠であり、国、地方自治体、防災関係機関や指定公共機関、大学、NPO、マスコミ、民間企業、ボランティア、住民の連携した公助、共助、自助によって、災害対応が行われます。したがって、防災・減災の実現には、所轄官庁に活動範囲を限定されることなく、防災・減災に関する実証的研究を、産官学で連携して継続的に実施できる環境（組織と人材）が必要不可欠と考えます。このような環境を実現し、我が国の防災・減災の実現に貢献することをミッションとして、特定非営利活動法人防災推進機構を設立致します。

本法人では、防災・減災に関わる研究業務を積極的に受託し、産官学連携による実効性のある研究組織と研究環境に基づいて、真に防災・減災に資する研究成果を創出することを目指します。また、本法人の研究成果のみならず、大きな防災・減災効果の期待できる優れた研究成果を発展させ、実用技術の適用先である国、地方自治体や公共機関と、実用技術を提供する大学や民間企業との橋渡しの役割を果たし、防災・減災に関わる実用技術を世の中に供給し、普及させることを目指します。本法人の研究成果は広く公開するとともに、本法人と防災関連産業との共同研究を積極的に進め、防災・減災に資する防災関連技術の開発環境を醸成し、防災関連産業の裾野を広げて、我が国の防災力、減災力向上に貢献したいと考えています。また、防災に関連する他の NPO とも協力し合い、国内外の防災・減災のために貢献したいと考えています。

2 申請に至るまでの経過

平成 18 年 8 月 28 日午前 11 時より、発起人会を開き、設立の趣旨、定款、平成 18 年度及び平成 19 年度の事業計画及び収支を予算、設立当初の役員などについての案を審議しました。

平成 18 年 9 月 13 日午後 5 時より、設立総会を開き、発起人より設立の趣旨、定款、平成 18 年度及び平成 19 年度の事業計画及び収支を予算、設立当初の役員などを提案し、審議の上決定致しました。

平成 18 年 9 月 13 日

特定非営利活動法人防災推進機構

設立代表者 住所 神奈川県川崎市麻生区王禅寺西 7 丁目 9 番 22 号
氏名 鈴木 猛康